

学位論文題名

学校における子どもの人権
—「親」対「学校」・「子ども」対「学校」からみた学校における
子どもの人権の保障とその制約原理（アメリカ法を素材として）—

学位論文内容の要旨

憲法26条には教育を受ける権利が規定されている。この規定に定められている権利の性格について、これまでその主体を国民と考える「国民の教育権」説と、これを国家と解する「国家の教育権説」とが学説上激しく対立してきた。これに対して、いわゆる旭川学力テスト事件最高裁判決では、この両説のいずれも「極端かつ一方的」であるとした上で、教育権の所在につき、教師・親・私学・国といった教育関係者の教育権能の範囲を各々の憲法上の根拠に照らして明らかにしようとした。このようなアプローチを採用した場合には、右のような各教育関係者の教育権能が具体的にどのような内実を持つものであるかということが問題である。本稿は二部構成より成るが、以上の点につき、第一部において、「親」対「州政府」関係に関するアメリカ合衆国の諸判決を分析することにより、「親の教育権」と称される場合に問題となる具体的な利益が何なのかを明らかにし、それが憲法上どのような位置づけを与えられ、どのような制約を受けているのかを検討している。また、第二部では、やはり合衆国の議論を素材として、「子ども」対「学校」という関係の中で、学校において子どもがどのような権利を保障され、またどのような制約を受けるものとされているかを分析した。

第一部では、まず合衆国の教育制度の法的構造を概観し、第一章で就学を強制する州の利益とそれに対抗する親の権利について、諸々の判決を手掛かりとして検討する。すなわち、第一章第一節では州義務教育法の合憲性の問題を取り扱い、同章第二節及び第三節では連邦憲法上認められた私立学校選択権と中等教育就学義務拒否権に言及する。同章第四節及び第五節では、家庭教育選択権と危険な学校への就学拒否に関する諸判決を分析する。このような分析を通じて、コモン・ローにより認められていた親の教育権が縮小されつつも、その一部が憲法上の権利として認められ、また就学義務の例外としていかなる親の権利が認められ、どのような制約を受けてきたかを、具体的に明らかにしている。

第二章では、教科課程（カリキュラム）との関連で、教育内容に関する親と州の権限配分の問題を検討する。まず第一節では、教科課程の目的がどのようなものと考えられてきたかを紹介し、第二節でコモン・ロー上の親の教育権がいかにして制限を加えられてきたかに言及した後、第三節では親の教育権が合衆国憲法修正第一四条による保障を受けるに至る経緯及びそのような保障を受けることの持つ意義を分析し、それと共に、第四節で、宗教的理由に基づく教科課程の履修を親が拒否することが憲法上いかなる保護と評価を受けるものとされているかを述べた。このように、第二章では、コモン・ローの裁判例そして親の教育コントロール権を連邦憲法上のものとして認めた連邦最高裁判例を時系列的に紹介・検討した上で、それを通じて、親の権利とその限界を明らかにしようとした。

最後に、第一部の結論として、以上の合衆国諸判決・学説の分析より得られた知見が我が国の教育権理論にいかなる

示唆を与えるかを提示することを試みた。合衆国の議論は我が国にとって次の二点で示唆的であるといえる。第一に、合衆国において、親の教育権と州の教育権限（我が国では国家の教育権）について議論する場合、我が国にみられるような二者択一的な議論はなされず、利益状況によって適切な解決を図ろうとしている態度がみられる点である。第二に、合衆国では、親の利益の具体的内容として、私立学校選択権、中等教育就学義務拒否権、教科課程の履修拒否権が連邦憲法上の権利として、家庭教育選択権が州法上の権利として、そして、危険な学校への就学拒否が一定の状況においては州の教育権限に優越するものとして認められている点である。本稿第一部では、右に示した親の諸利益が、我が国においてどのように位置づけられるかも含めて検討した。

第二部では、学校において子どものさまざまな個別的人権がどのように保障され、あるいはどのような制限を受けるものとされているかを分析した。対象とした個別の人権もしくは自由は身だしなみの自由（第一章）、表現の自由（第二章）、プライバシー（第三章）及び休罰を受けない自由（第四章）である。

まず、学校における子どもの人権に対する制約のあり方の合理性が合衆国においてどのように判断されてきたのか、その一般的動向を示すと次のようであった。すなわち、合衆国においては、かつては学校関係当局が生徒の行動・自由を規制することは「親代わり論」によって認められており、校内での生徒の行動・自由の規制はもちろん、学校外や時間外における規制も比較的容易に行われていた。ところが、1969年のいわゆるティンカー判決によって、行動や自由を制約される生徒自身に焦点が当てられ、その結果、生徒の行動・自由を規制する権利または権限が親にあるのか学校関係当局にあるのか、その権利（権限）行使に濫用があったかどうかという点から規制の合理性を判断する従来の方法から、問題となっている規制によって制限される生徒の自由（とりわけ憲法上の権利）と学校関係当局の権限とを比較衡量することによってその合理性を判断するようになった。それによって、従来はほとんど合理性を欠くものとされてこなかった学内での生徒の行動・自由に対する規制が、生徒の憲法上の権利（憲法上の権利に至らない自由も含まれる）の保障という観点から問題とされるようになり、それ以降の判例法の蓄積によって、問題となっている権利（自由）ごとにその制約原理が提示されるに至っている。

具体的には、まず、身だしなみの自由について、髪型の自由、服装の自由及び象徴的表現と関わる服装の自由に大別して論じた。学校における生徒の表現の自由については、成人同様憲法の保護の及ばない表現領域（名誉毀損など）が存することを確認し、憲法によって保障される表現の自由の制約原理としてティンカールールが連邦最高裁によって提示されたことをみた。プライバシーの権利については、合衆国では教育記録の公開とロッカー検査や所持品検査が問題とされている。体罰に関しては、我が国と異なり、実体的には禁止されておらず、手続的制約が課せられている。

最後に、合衆国の諸判決の動向に対する分析を通して明らかにされた点（いかなる権利（自由）がどの程度認められるか）、それをもとに我が国においてはどのように考えていくことができるかを、各個別の人権ごとに検討した。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 中 村 睦 男
副 査 教 授 高 見 勝 利
副 査 教 授 紙 谷 雅 子

本論文はアメリカ法を素材として、親の子どもを教育する権利および子ども自身の権利が、学校教育の場で、法的権利としてどのように保障され、また、どのような法的根拠によって制約されるかという問題に取り組んだものである。日本においてこの問題は、1970年代後半あたりから、内申書裁判、日曜日訴訟、丸刈り訴訟、バイク退学訴訟などの裁判例をめぐって学説においても論議の対象になってきている。しかしながら、日本での研究状況は、個々の判例批評に止まるのが大半で、問題を総合的に検討したものはまだみられないところである。本論文はアメリカの判例を分析の対象にして、学校における親および子どもの権利の問題を取り上げて検討し、その検討結果から日本法に対する示唆をえようとするものである。

第一部「親の教育権」第一章「就学義務と親の教育権」では、ほぼ無制限に認められていたコモン・ロー上の親の教育権が20世紀初頭までに各州で確立する義務教育制度によって制限されつつ、親の教育権は、連邦憲法修正第14条を根拠とする私立学校選択権、宗教上の理由による中等教育義務就学拒否権、危険な学校への就学拒否権、州法の解釈を通して認められる家庭教育選択権として存在することが明らかにされている。第二章「教科課程と親の権利」では、教育内容に関する親と州の権限配分の問題が扱われ、国旗敬礼行事への参加拒否、宗教的理由に基づく性教育・体育・視聴覚機器を使用した授業の履修拒否が親に認められているものとしている。日本法への示唆としては、日本では、国家の教育権か国民の教育権かという形で教育権の所在の問題が二者択一的に議論されているのに対して、州の教育権限と親の教育権との間にバランスによる利益調整を行うアメリカ法の視点が有益であること、国旗敬礼行事への参加拒否の議論は学校行事における日の丸掲揚・君が代斉唱問題を考える場合に有効であること、私立学校選択権、家庭教育選択権が憲法上の親の教育権として認められることが主張されている。

第二部「学校における子どもの人権とその制約原理」第一章「身だしなみの自由」では、髪形の自由と服装の自由の問題が扱われている。髪形の自由については、連邦最高裁の判例はまだ出されておらず、連邦巡回裁判所の判決は違憲とするものと合憲とするものに分かれている。しかし、髪形の自由の憲法上の根拠を修正第14条のデュー・プロセス条項に求めるものが多く、髪形の自由を憲法上の権利とする点については、ほぼ異論のないところであり、違憲審査基準として「合理性の基準」が使用されている。服装の自由につい

ては、憲法上の権利とまでは認めない立場の方が有力であり、規制の合理性は地方教育委員会の裁量の範囲内かどうかによって判断される。第二章「表現の自由」では、1969年のティンカー事件判決に対して詳しい検討が加えられ、学校における生徒の表現の自由は授業を著しく妨害する場合と他の生徒の権利を侵害する場合に制約できるとする、ティンカー規則の具体的内容とその後の判例による適用が明らかにされている。第三章「プライバシー」では、教育記録へのアクセス権、訂正削除請求権、第三者のアクセスに対する拒否権および所持品検査が検討されている。第四章「体罰」では、合衆国において体罰は親代わり論によって教師に認められており、1977年のイングラハム判決は、体罰が修正第8条の「残虐で異常な刑罰」に当たらないこと、体罰を受けないことは修正第14条で保護される自由に含まれるが、告知・聴聞を必要とする訳ではない旨判示していることが解明されている。日本法との比較では、体罰の問題を除いてほぼ同じような状況にある日本法にとって、一步先んじているアメリカ法の議論が十分に参照に値するものとされている。

本論文の日本の教育法学および憲法学への貢献は、日本より一步進んだ理論状況にあるアメリカ法を対象にして、数多くの判例を丹念に分析し、日本で問題になっている学校における親の教育権と子どもの人権に対応する形で、アメリカの教育人権の全体像を明らかにしたところにある。特に、学校の教育裁量権との関わりで子どもの人権をどこまで保障するかという問題に対するアメリカ法における具体的な解決は日本の議論にも直接役立ち得るものである。本論文では十分に解明されなかった問題点として、そもそも親の教育権と子どもの人権とはどのような関係にあるのか、親の教育権は民法上の親権とどのようにしてつながり、憲法上どのような権利として位置づけられるのかという論点がある。日本はもとより、アメリカにおいても参照すべき理論的蓄積が少ないことを考えるとやむを得ないと言えよう。以上により、本論文は博士論文に値するものと評価する。